

早稲田大学高等学院研究年誌第六一号 抜刷
二〇一七年三月発行

「大臣」の訓をめぐる

——日本古代「大臣」研究史再考——

土居嗣和

「大臣」の訓をめぐる

——日本古代「大臣」研究史再考——

土 居 嗣 和

はじめに

日本古代の政治過程を論ずる上で注目すべき地位として、「大臣」を挙げることができる。今日においても閣僚の地位称呼として用いられていることから明らかのように、「大臣」とは政治の中樞を担う地位として、日本では古代から存在してきた。このような背景を持つ「大臣」がどのような存在であったのかについて考察することは、日本の古代国家がその機構整備をどのようにすすめたかを知る手がかりとなるのである。

右の課題を考えるにあたって注目すべき史料の一つに、漢語に当てられた古訓というものがある。これは古代史料の写本に付された訓で、平安時代初期などの古い訓を反映したものもあるとされている⁽¹⁾。古代史においては荊木美行が『日本書紀』の古訓を手掛かりに律令官制の成立事情を考察している⁽²⁾。こうした古訓に注目することで、律令という制度を利用しながら、いかにして在来の制度を踏まえた国家機構を日本の古代国家は構築しようとしたかを理解することができるように思われるのである。

ところで律令制成立以前の「大臣」の訓としては「オホオミ」がよく知られているが、日本古代史では一九八〇年代後半から、『日本書紀』にみえる古訓を根拠に「オホマヘツキミ」という訓とすべきという見解（以下、「オホマヘツキミ」論と呼ぶ）が提示されている^③。「オホオミ」という訓は後者の見解を踏まえると否定されることになるが、「オホオミ」という訓がそもそもどのような意味を持つものであるかが再検討された上で、その是非が判断されるべきであろう。そしてこのことは、江戸期の国学研究以来、日本古代の「大臣」がどのように解釈されてきたのかということを明らかにすることで可能となるのではないだろうか。

以上のような問題意識に立ち、本稿は次のような構成をとる。まず律令制成立以前の「大臣」の訓について概観し、検討上の留意点を整理する。次にかかる研究の前提をなす本居宣長の研究成果の整理から、「オホオミ」「オホマヘツキミ」の各訓の研究上の意味を確認する。そして飯田武郷を中心に、本居の見解がどのように継承されたのかを検討する。その上で、戦後の古代史研究との関連から、日本古典文学大系『日本書紀』（以下、文学大系『書紀』とする）における「大臣」への付訓方針を検討する。そして近年の「オホマヘツキミ」論とその批判にふれながら、日本古代の「大臣」研究の成果と課題を総括する。研究史の整理を主とするため新たな見解を示すことは難しいが、今後の研究課題を明らかにするための一助となれば幸いである。

一、「大臣」の訓に関する諸問題

律令制大臣の成立に至るまでの通説は、次のように説明される。まず六世紀にオホオミ大臣とオホマヘツキミ大連がともに政治にあずかる体制が形成された。その後、推古朝には大臣蘇我馬子が大連物部守屋を滅ぼし、以降大連が置かれなままに蘇我氏が大臣位を世襲する。そして乙巳の変により蘇我蝦夷・入鹿が排斥されると、新たに左右大臣が置かれた。天智朝で

はさらに太政大臣という地位が置かれ、大友皇子がこれに就いたが、壬申の乱を経た天武朝では大臣が置かれなかった。つづく持統朝では飛鳥浄御原令の施行に伴い太政大臣・右大臣（左大臣については任命がなかったが、地位は存したと思われる）が置かれ、大宝令・養老令体制において太政大臣・左右大臣という地位が設定された。

『日本書紀』諸写本では、律令制成立の前後を問わず、大臣には原則として「オホマヘツキミ」またはその音使（オホマチキミなど）が訓として与えられている。一方で、さきにふれた「オホオミ」という訓はほとんど見られない（4）【表1『日本書紀』諸写本・版本における「大臣」の訓（5）】。この点は、すでに黒田達也が指摘しているように、本居宣長や、その師である賀茂真淵が「オホオミ」という訓を用いたのがその最初期であると考えられている（6）。換言すれば、本居らがこのときに、いわば研究上の用語として用いた「オホオミ」という訓が、今日にも通ずる説となったことになる（以下、「オホオミ」論と呼ぶ）。したがって彼がいかなる見解のもとに「オホオミ」という訓を用いたのか、そしてその後の研究はそれをどのようにに受容したかという過程を整理することが、近年提示される「オホマヘツキミ」論を吟味する上での基礎的作業として必要となろう。

なお『日本書紀』には蘇我氏以前にも大臣が置かれていたとする記述があるが、今日の研究からみて史実とはみなしがたい【表2『日本書紀』にみえる大臣・大連】。したがって戦前までの研究においてこれらに言及している場合には、あくまで大臣をどのようにに理解しているかという側面のみ注目しておく。

二、本居宣長の「オホオミ」論

本節では、主として『古事記伝』にみえる大臣に関する諸注釈によりながら、「オホオミ」という研究用語の有する概念について検討する。

【表1】『日本書紀』諸写本・版本における「大臣」の訓

年紀	①岩崎文庫本	②宮内庁書陵部本	③北野本	④兼右本	⑤寛文版本
成務三・正・七	○	○	3オホイマチキムタチ		
応神九・四・一	○		3ヲホマウチキミ		
仲哀九・二・五	○	○	3ヲホマウチキミ		
雄略即位前紀	○	オホオネ	○		
雄略元・三(是月)	○	オホキミ	○	オホイオミ オホキミ	
清寧元・正・一五	○	キミ			
顕宗元・正・一	○				オホマチキミ
敏達元・四(是月)	○	○	3オホマウチキミ		
用明即位前紀	○	オム		オホマチキム	
用明二・四・二	○		3オホマウチキミ		
推古即位前紀	○			オホキミ	
推古二〇・正・七		オホキミ	1ヲホマチキミ(左訓)	オホマチキミ	オホキミ
推古二〇・二・二〇				オホマチキミ	
皇極元・四・一〇	イ				
孝德即位前紀	○		1オホマチキミ	オホマチキミ	
孝德即位前紀	○	○	1オホマチキミ		
天智三・五(是月)	○	○	1オホ□チキミ		
天智一〇・正・五	○	○	1オホマハツキム	オホマチキミ	オホマチキミ
持統四・七・五	○	○	2マハツキミ	マハツキミ	イ(マカ)ハツキミ
持統四・七・九	○	○		マハツキミ	

【凡例】この表は、「大臣」という語に付された訓を示したものである。なお「左大臣」「太政大臣」という語であっても、「大臣」に関わる部分の訓のみを掲げる。また変体仮名はすべて通行体に改めている。○は当該巻がないこと、空欄は訓が付されていないことを示す。なお北野本については巻ごとに成立年代が異なるため、アラビア数字によりこれを区別している。すなわち、1…院政期、2…鎌倉期、3…南北朝期である。また本表作成上参照した文献は、註(5)の通りである。

【表2 『日本書紀』にみえる大臣・大連】

天皇	大臣	大連	
垂仁			物部十千根
景行	武内宿禰		
成務	武内宿禰		
仲哀	武内宿禰		
応神	武内宿禰		
仁徳	武内宿禰		
履中			物部伊弉弗
反正			
允恭		(大伴室屋)	
安康	葛城門		
雄略	(蘇我韓子)	大伴室屋	物部目
清寧	平群真鳥	大伴室屋	
顯宗	平群真鳥	大伴室屋	
仁賢	平群真鳥	大伴室屋	物部麿鹿火
武烈	許勢男人	大伴室屋→大伴金村	物部麿鹿火
繼体	許勢男人	大伴金村	物部麿鹿火
安閑		大伴金村	物部麿鹿火・木蓮子
宣化	蘇我稲目	大伴金村	物部麿鹿火
欽明	蘇我稲目	大伴金村	物部尾輿
敏達	蘇我馬子		物部守屋・贄子
用明	蘇我馬子		物部守屋
崇峻	蘇我馬子		
推古	蘇我馬子→蘇我蝦夷		
舒明	蘇我蝦夷		
皇極	蘇我蝦夷		
孝徳	(左)阿倍倉梯麻呂(右)蘇我倉山田石川麻呂 →(左)巨勢徳陀古(右)大伴長徳		
斉明	蘇我連		
天智	(左)蘇我赤兄(右)中臣金		
天武			
持統	(太政)高市皇子(右)多治比嶋		

- ・黒田達也『朝鮮・中国と日本古代大臣制』（京都大学学術出版会、2007年）、27頁をもとに作成。一部改変している。なお（太政）は太政大臣、（左）は左大臣、（右）は右大臣を示す。

『古事記伝』において大臣について詳述しているのは、応神記にみえる「故建内宿禰為大臣」⁽⁷⁾、すなわち建内（『日本書紀』では武内）宿禰なる人物が大臣に任じられたところの注釈においてである。この人物はあくまで想像上の人物として今日考えられているが、ここでの注釈は、本居が律令制以前の大臣をどのように理解していたかを知るための重要な記述となつてゐる。次にその冒頭部分を掲げる（7）。

大臣は意富淤美と訓べし（古への大臣は、皆如此訓べきなり、和名抄に、大臣の訓、於保伊万宇智岐美、太政大臣は、於保万豆利古止乃於保万宇豆岐美とあるは、後の制なり。（下略）

ここではまず「和名抄」Ⅱ『倭名類聚抄』にみられる「オホマチギミ」（「オホマヘツキミ」のつづまつたもの）という訓は、「後の制」によるものとしてゐる。この「後の制」とは、右の引用に続く部分で天智朝の大臣までを論じてゐることを考慮すると、律令制のことをさすものとして理解できる。すなわち本居の主張は、律令制以前の大臣の訓は、『倭名類聚抄』にみられる令制大臣の訓とは別にすべきである、ということになる。この「オホオミ」としての大臣の意味について、『古事記伝』には次のような説明が続く（8）。

さて大臣と云号は、師も云れたる如く、後ノ世の如き官ノ名には非ず、たゞ臣と云に、大てふ美称を加へて、尊み賜へるにて、連姓の人に、大連と云号を賜へると同じ。されば此ノ号は、古へは何れの御代のも、臣姓の人に限り。（以上、割書き部分を省略）

つまりここでの「大臣」は官名ではなく、臣姓氏族の者に対する美称であるとしてゐる。その上で、大臣の沿革について次のように整理する（9）。

- ① 雄略朝以降、大臣と大連が相並んで政治を行つた。
- ② 崇峻朝以降、大連は置かれなくなつた。
- ③ 孝徳朝において初めて左右の大臣が置かれた。「大臣の号、何時よりともなく、やうやくに官の如くなり来つる」

状態だったが、ここで「全く官ノ名」となった。

④大化五年には大伴連長徳が右大臣となり、臣姓の者が就くという大臣の「古への意」が失われた。

⑤天智十年に大友皇子が太政大臣となり、臣下の就く大臣という「古への意」も失われた。

本居は『日本書紀』を引用しながらこのような整理を行っているが、ここからは、彼が「古への意」を失う過程として、律令制に至る大臣の様相に着目していることがわかる。そしてここから推測するに、「後の制」にもとづく大臣の訓が「オホマヘツキミ」であることと区別する形で、「古への意」にもとづく大臣には「オホオミ」という訓を付したと考えられる。このような見解を示した経緯としては、さきにもとづく大臣には『日本書紀』古訓がほとんどオホマヘツキミであったことが考えられよう。また北畠親房が『職原鈔』において令制太政官の沿革を説明するなかで、大化前代の大臣を令制における大臣に引き付けて考えているように¹⁰⁾、本居以前の研究で令制大臣との区別を想定していなかったことも挙げられるように思われる。

この主張は後の『統紀歴朝詔詞解』『玉勝間』といった著作にも継承され、『統紀歴朝詔詞解』では奈良時代の宣命にある「大臣」という語にも「オホオミ」という訓を付している¹¹⁾。

以上より、本居は次のように訓の概念上の区分をしたと考えられる。

①オホオミ：「古への意」を有する大臣の側面で、律令制に至るまでに段階的に失われたもの。官名ではなく、臣姓人物への尊称である。

②オホマヘツキミ：「後の制」すなわち律令制下の大臣のもつ側面で、大化改新前後に大臣が帯びたもの。官名である。

なお官制機構のなかの官として、大臣が大化改新前後に設定されたとみる点は、この他にも伊達千広が『大勢三転考』（一八四八年執筆、一八七三年刊）において大化改新官制を次のように論じていることから確認できる¹²⁾。

これ官職の始元にして、こゆ上つ代の大臣・大連、左右の大臣と革賜あうためへるなり。〈大臣の訓、骨にてはおほおみなる事も更なり。このの左右大臣はおほいもうちきみと訓べき歟。さるは骨と職のけぢめあればなり。〉

ここで伊達は、氏族制かばね（骨の代）と律令官僚制つかさど（職の代）との画期として大化改新を想定し、それ以前は「おほおみ」、以降は「おほいもうちきみ」という訓とすべきという見解を示している。この伊達の見解もまた本居のそのの延長線上にあるとみてよいだろう。

三、「オホオミ」論の展開 — 飯田武郷の見解を中心に —

「オホオミ」という訓を導入した本居の見解は、近代においても影響を及ぼすこととなった。本節では、飯田武郷『日本書紀通釈』を中心に、その後「大臣」にどのような訓を付したか検討する。

飯田の注釈は江戸期の刊本をもとにしたもので、一八九九年に脱稿するまでに、のべ四十八年間をかけて執筆された¹³。この中で彼は、本居などの先行諸注釈書に多くを学びつつも時に独自の見解を示している。換言すれば、本居が『古事記伝』として『古事記』を中心に論じていた見解を、『日本書紀』へ批判的に適用したということになる。そして本書で飯田が大臣についての概観を示した部分は、次のとおりである¹⁴。

記伝云、（以下、「オホオミ」と訓むべきこと、大臣と大連が共に政治に与つたことに言及する、『古事記伝』の注釈を引用する。土居）と云れたるは、動かざる説の如くなれど、（中略）此大臣は、後に大臣大連と相並びたる大臣にはあらず、旧訓（オホイマチキミ。またオホマチキミ。）によりて、意富麻閉都岐美と訓べし。〈又オホキマヘツキミとも、よみてあるべし。〉古へ天皇の御前に候ひて、天下の大政奏し、臣等を、麻閉都岐美と申せり（前つ君の意なり。）（中略）さて景行天皇御世、命三武内宿禰¹⁵為三棟梁之臣とあるは、此宿禰既く麻閉都岐

美として、大政に仕奉りしが故に、諸臣の上に位を置給へるなり。(此事は前紀に云り。)(中略) 仍て思ふに、大臣の始は雄略天皇の御世の事にて、其以前には大臣の称はなかりしなり。(中略) さて真鳥は、此時平群臣とあれば、始て臣姓を賜はりて、さてそれにつけて、大臣の称をも玉へるものとおもはれたり。

ここでの論点は、武内宿禰に対して「オホオミ」という訓は適さず、旧訓のように「オホマヘツキミ」とすべきこと、臣姓を有する者を大臣に任じるのは平群真鳥以降であるということ、の二点である。まず前者について、飯田の主張は、大連と並立していない大臣は、古訓にしたがつて「オホマヘツキミ」と訓むべきであるとしている。この見解は大化改新における左大臣・右大臣についても適用しており、「此時なほオホマヘツキミといひしなり」としている⁽¹⁵⁾。これは本居が大化改新以前の大臣をすべて「オホオミ」と見るべきとする見解を修正したことになる。

一方で、本居が示した臣姓氏族の代表者としての「大臣」という点を平群真鳥以降に適用している点については、実際に雄略紀では大臣に「オホオミ」という訓を付している。この後の大臣への付訓や注釈はみられないが、右のよくな注釈を踏まえれば、大連と並んで置かれた、臣姓氏族の代表としての大臣については、「オホオミ」と見ていると考えられる。

これらの論点については、飯田が改新以前の職制を概説した際にも指摘している⁽¹⁶⁾。ただしこの他、たとえば大化改新を境として大臣が官職となることなどについては、本居の見解を引き継いだものとなっている⁽¹⁷⁾。

以上、飯田の議論は本居の「オホオミ」論の批判的継承であり、本居の示した見解をより体系化したものであったといえる。この訓の付し方は、戦後刊行された武田祐吉校註の日本古典全書『日本書紀』(朝日新聞社、全六巻、一九四八〜一九五七年)でも同様となっている。ただし武田は改新政権の大臣に「従来の大臣を左右の二人としたもので、後の左大臣、右大臣とは別」と注している⁽¹⁸⁾。飯田の付訓は主として律令制といった後世の制度に近づけたものであったが、武田の場合には、大化改新と律令制についても段階差を見出しているといえる。

四、文学大系『書紀』における「大臣」の訓

近世から戦前にかけての研究では、おもに大化改新における画期性に注目される中で、「大臣」の訓が区別された。ただこの見解については、戦後大化改新について郡評論争に代表される批判的検討がなされるなかで、見直しが図られることとなった。本節では、このような古代史研究の展開を踏まえて刊行された文学大系『書紀』の付訓について、校注に携わった諸氏の見解を中心に検討する。

文学大系『書紀』（上巻一九六七年、下巻一九六五年刊、岩波書店）の校注者は家永三郎・大野晋・坂本太郎・井上光貞であるが、このうち坂本・井上には大臣を含む古代政治史についての論考がある。まず坂本は『大化改新の研究』（一九三八年）において、律令制をも視野に入れた考察を行うなかで、改新政権における左右大臣は、唐制において丞相に左右の区別があることを模倣したものであるが、実態としては従来の大臣を分けたにすぎなかったとした¹⁹。この点については、大化改新の中心が中大兄皇子と中臣鎌足であり、左右大臣の地位は形式にすぎなかったとする竹内理三の見解も存する²⁰。両見解は、従前の研究が左右大臣という形式から改新政権を律令官制に通ずるものとして解釈した点を修正し、改新政権では既存の大臣を引き継いでいるにすぎないとみた点に特徴が見られる。

この結果、令制につながる「オホマヘツキミ」への転換点が大化改新以外に求められることとなり、同時に研究用語としての「オホオミ」の範疇についての再考が求められることにもなった。この点について、井上光貞は天智朝に編纂されたといわれる近江令に着目した。すなわち、大化改新では在来の大臣・大連制を左右大臣の名称のもとに継承したにすぎず、太政官というメカニズムを持つ機構の中に位置づけられる律令制の左右大臣は、太政官が定められた近江令において設けられたと捉えたのである²¹。

文学大系『書紀』は、天理図書館所蔵の卜部家本を底本とし、その訓については、書き下し文に対して古代史研究

の成果を踏まえた訓を付している⁽²²⁾。そして大臣については、次のような方針にもとづき付訓されている⁽²³⁾。

律令制的官制機構の整う過程に、令に定める左大臣・右大臣（職員令、太政官条ほか）に発展するが、その時期は、天智十年、太政大臣以下が任命されて以後とみるのが妥当であろう。なぜならそれは、日本最初の令法典（いわゆる近江令）で太政官の官制が整い、これに基く最初の任命であったと考えられるからである。そこで、それまでは大臣をオホオミと訓み、右の記事から以後、オホマヘツキミと訓むことにした。

すなわち『日本書紀』の記述そのままに大化改新の画期性を強調するのではなく、律令制そのものの施行（ここでは近江令の施行）という点に着目し、そこに「オホオミ」「オホマヘツキミ」の画期を求めたのである⁽²⁴⁾。こうした見解の背景としては、やはり郡評論争に代表されるように、大化改新そのものについての批判的検討が行われたことが挙げられよう。

五、「オホマヘツキミ」論の登場とその批判

文学大系『書紀』は、戦後すぐの研究成果に立脚したものであった。ただし天智朝における官制整備についてはその実態を疑問視する見解もあり、大臣を含めた官制については浄御原令を律令制に通ずる体系的法典編纂の画期とする見解が中心である⁽²⁵⁾。このような研究状況の中で、従来の大臣理解そのものに対して批判を加えたのが、倉本・黒田の「オホマヘツキミ」論であるといえる。以下、その議論の骨子と、それへの批判を検討する。

「オホマヘツキミ」論では、まず大臣^{オホオミ}に対する存在である大連^{オホウラジ}が、實在しなかつたとみる。この点は北村文治、倉位田菊士らにより早くから指摘されており⁽²⁶⁾、『日本書紀』にみえる大連は後世の潤色であるとするのである。倉本はさらに、大連を記す部分は祖先伝承としての色彩が強いことなどから、大連が祖先顕彰のための敬称にすぎない

とした⁽²⁷⁾。その一方で大臣という職そのものに着目し、欽明朝において、参議・奏宣に与つたマヘツキミを代表し、合議体を主宰する職位として大臣が成立し、それは古訓の通りオホマヘツキミという訓であるとする⁽²⁸⁾。また黒田は物部氏・大伴氏についての『日本書紀』伝承を検討し、それらがきわめて潤色の強いものであるとし、蘇我氏と對等に存したとは考えられないことから、蘇我氏が「オホマヘツキミ」として有力氏族の代表者（マヘツキミ）の上にあつたとする⁽²⁹⁾。

倉本・黒田の主張の特徴としては、大連が実在しないとみること、大臣への権力集中がなされた結果として「オホマヘツキミ」に大臣が成立したとすることの二点が挙げられる。これらにより、従来の大連・大連制や、大臣の画期をめぐる諸見解は大きく転換されることとなる。なお令制大臣の画期については、倉本は持統朝における丹比島（多治比嶋）の右大臣就任に注目する⁽³⁰⁾。そして、それは訓の上では区別されず、引き続き「オホマヘツキミ」であつたとする。このことを考慮すると、「オホマヘツキミ」という訓は、律令制に通ずるものであるということよりも、マヘツキミの上位者となるという権力集中がなされたことを意味するものとして用いられているといえる。

一方、右の見解には、次のような批判もある。まず李在碩は、大連否定説を再検討し、いずれの根拠も決定的ではないとしたうえで、「オホオミ」という訓は大臣固有のもので、「オホマヘツキミ」はその職能に注目した語であつて、両者は併存可能であるとした。その上で、推古朝において大連が廃され、臣姓氏族の代表という性格を失う過程で、「オホオミ」から「オホマヘツキミ」へと主たる面が変化していくとし、そうした変化の中で孝徳朝の左右大臣のもつ官僚制的性格を評価すべきであるとした⁽³¹⁾。

また篠川賢は大連を否定する見解について、物部氏という氏族に着目して再検討を加えた。すなわち、オホムラジ（大連）という語が美称として用いられている部分が『日本書紀』には多いとしつつも、合議体の議長として政治に参加する「連」のカバネを有する者という意味で、「大連」という漢語の名称が用いられることも妥当であるとした。

その上で蘇我馬子による物部守屋征伐まで、大臣・大連はともに倭語で「オホマヘツキミ」と呼ばれ、政治に当たっていたとしてゐる⁽³²⁾。

李・篠川の見解は、大連がやはり存在したとみるものである。このうち篠川はさらに進んで、大連も大臣とともに「オホマヘツキミ」という倭語が当てられたとしている。こうした議論の展開を考えると、日本古代の「大臣」をめぐる関心は、文学大系『書紀』以降、律令制下につながる大臣の成立から、大臣への権力集中の達成へと変化していることがわかる。これに関連する形で、「大臣」の訓についても、律令制との差異を見出す「オホオミ」の適用の問題から、『日本書紀』古訓を参考として、大臣に権力の集中が図られたことに着目して「オホマヘツキミ」という訓を適用する方向に変化したのである。ただ『日本書紀』の古訓を手がかりとする点については、従前の研究史を踏まえるならば、やや注意を要するのではないだろうか。この他いくつか検討すべき事項について、節を改めて指摘したい。

六、「オホマヘツキミ」論の課題

ここまで見てきたように、「オホオミ」という訓は、近年、大連の否定とともに棄却されつつある。しかし本来訓のなかで大臣の画期が示されておらず、令制とそれ以前との差異を見出すために「オホオミ」が研究用語として提示されたものであることに、改めて注意しなければならないだろう。それゆえにこそ、「オホオミ」という訓が導入されたのであって、『日本書紀』の成立、そしてその本文に対しての古訓の書き入れも、あくまで「オホマヘツキミ」としての大臣のみが存在する、律令制下からみた史観であることを念頭におくべきである。このように考えるとき、令制以前において、カバネに基づいた政治参画が行われていた場合など、令制との差異を見出そうとする際には、大

臣に「オホオミ」という訓を与えることは、研究用語としての取り扱いであれば認められるべきように思われる。

この場合、カバネに基づく政治参加から、カバネに基づきつつも権力がそこに集中された上での政治参画へと変化したことをもって「オホマヘツキミ」という画期が置かれることになる。この画期は、倉本・黒田・篠川説では欽明朝（ただし篠川は大連もこれに含める）、李説では推古朝に求めている。前者の場合には、大臣は当初から「オホマヘツキミ」として存在し、「オホオミ」としての大臣は存在しなかったことになる。そして倉本・黒田の場合には、大連（オホムラジ）がそもそも存在しなかったことを、「オホマヘツキミ」論を裏付ける有力な根拠として挙げている。また後者の場合には、「オホオミ」「オホマヘツキミ」が併存した状態から、しだいに「オホマヘツキミ」へと転換していったということになる。李は漸次的変化としつつも、推古朝における大連殺害という事件に着目する。ここで連姓氏族がすべて滅ぼされていないにもかかわらず、大連の任命が行われなかったところに、権力集中が行われた画期を見出すのである。

以上のように、大臣の画期について検討する場合には、概ね大連の存在をどのように位置づけるかという問題が関わっているのである。そのうえで「オホマヘツキミ」という訓を適用してよいのかということが問われるのであつて、古訓に「オホオミ」がないことから直ちに「オホマヘツキミ」として大臣を捉えることは、慎むべきであるといえよう。したがつて、大臣がどのような内実をもつて存在していたのかということに着目した検討が行われねばならないだろう。

そして江戸期国学から文学大系『書紀』が「大臣」の訓を通じて取り組んできた、律令制につながる大臣の画期をどこに求めるかという議論については、現在は権力集中の議論の中に内包されている状況となつている。従前の研究が律令制における政治体制との断絶に着目しているのに対し、現在の研究は大臣に対する権力の集中という点を、律令以降への連続として捉えているのであり、それゆえに右のような状況が生じているといえよう。この点、倉本が

令制大臣の画期について持統朝の丹比島に着目していることは、従前の研究上の区分でいえば、持統朝以前の大臣を「オホオミ」、持統朝以降の大臣を「オホマヘツキミ」とするということになる。このことから明らかのように、大臣についての研究史の批判にあたっては、それぞれの研究において「オホオミ」「オホマヘツキミ」の概念上の区分がどのようになされているのかをまず判断とさせる作業が要求されることになる。

以上、今日の研究における「オホオミ」「オホマヘツキミ」の区分の問題と、従前の研究との関係を見た上で、検討すべき点を指摘した。その結論は、研究用語として導入された「オホオミ」という訓の意味を踏まえた上で、大連との関連から「オホマヘツキミ」という訓の是非が検討されるべきこと、そして文学大系『書紀』までの研究と今日の研究との間に問題意識の変化があり、「オホオミ」「オホマヘツキミ」の区分がどのような問題関心のもとになされているのかを明らかにしたうえで研究史の検討がなされるべきこと、の二点となる。

むすびにかえて

大化前代から律令制にかけての大臣に関する研究史を、「訓」に注目する中で整理してきた。得られた見通しについては先述の通りであるためここでは再説しないが、同じ「大臣」という呼称をもつ職について、律令に着目することで時代的差異に重きを置く研究から、権力の集中という側面に着目することで連続性に重きを置く研究へと視点が変化していることを、「大臣」の付訓の変遷から明らかにすることができた。従前の研究を批判する以前に、その研究がどのような問題関心に基づいているのかに注意しなければならないのであって、それは日本古代の「大臣」を考える場合にも念頭に置くべきことであろう。

最後に令制以降の「オホマヘツキミ」の意味、およびその後の「大臣」の訓の変化について付言しておく。

まず奈良時代における「オホマヘツキミ」の意味であるが、これを考える場合には『万葉集』巻一の七六番歌を見る必要がある。それは次のようなものである。

ますらをの軈の音すなり物部の大臣楯立つらしも

原文は「大夫之軈乃音為奈利物部乃大臣楯立良思母」（西本願寺本）となっており⁽³³⁾、「大臣」はオホマヘツキミと訓むこととされている。そして「物部の大臣」は、律令制大臣を指すものではなく、大將軍といった武官の高官を表したものと考えられるのである⁽³⁴⁾。奈良時代には、王権によつて権力の集中された臣下という側面がオホマヘツキミと表現されており、したがつてそれは文官武官を問わないものであつたことになる。このことは、律令制下における大臣が、同時に権力の集中という前代の側面を引き続き有したことの関連を想起させるものともいえよう。

また後世には、「オホマヘツキミ」という呼称にかわつて、「オトド」という訓が物語文学を中心に表れるようになる。この訓は『日葡辞書』にも *Votodo* として見えており⁽³⁵⁾、一方で「オホマヘツキミ」やそれに類する語は見えない。こうした訓の成立事情やその意味についても、本稿で見えてきたような大臣の位置づけに関する問題と併せて考えるべきだが、これらの点については今後の課題としたい。

註

- (1) 西宮一民「書紀古訓序説」『皇學館大學紀要』三、一九六五年、三九頁。
- (2) 荊木「律令制官司の表記と和訓について」『初期律令官制の研究』和泉書院、一九九一年（初出は一九九〇年）。
- (3) 黒田「日本古代の「大臣」」『朝鮮・中国と日本古代大臣制』京都大学学術出版会、二〇〇七年（初出は一九八三年）、一七・二九頁。倉本「氏族合議制の成立」『日本古代国家成立期の政權構造』吉川弘文館、一九九七年（初出は一九九一年）第一章第一節。
- (4) ただし朝鮮半島における重臣を示す「大臣」に「オホオミ」という訓が当てられている例が、二例のみ存在する。
- (5) 表にある各写本の成立年代は坂本太郎により次のように整理されている（坂本太郎『六国史』（日本歴史叢書二七）吉川

弘文館、一九七〇年、一五七～一六六頁。

①岩崎文庫本（古本系統）

寛平・延喜年間の書写とされるが、伝来過程で院政期点、鎌倉期点、南北朝点の三時期の訓を伴った（石塚晴通『岩崎本日本書紀の訓の系統』築島裕・石塚晴通『東洋文庫蔵 岩崎本日本書紀』貴重本刊行会、一九七八年、五二二～五二三頁）。

②宮内庁書陵部本（古本系統）

巻ごと書写年代の差異があるが、最古のものは院政期に書写されたと考えられる。

③北野本（院政期のものは古本系統、ほかは卜部家本系統）

巻二二～二七は院政期初期の書写とされ、平安時代末期の訓が知られる。残る巻二八～三〇は鎌倉時代、巻一・四・五・七～一〇・一二・一三・一五・一七～二一は南北朝時代、巻三・六・一一は室町時代、巻一六は江戸時代の書写とされる。

④兼右本（卜部家本系統）

天文九年（一五四〇）の書写。

⑤寛文版本

江戸時代の流布本で、寛文九年（一六六九）印行。

なお本表作成にあたっては、新訂増補国史大系『日本書紀』上下、吉川弘文館、一九七一年をもとに、次の各翻刻・影印にあたって確認・補訂を行った。①築島裕・石塚晴通『東洋文庫蔵岩崎本日本書紀』貴重本刊行会、一九七八年。②『日本書紀』一～四（宮内庁書陵部本影印集成一～四）八木書店、二〇〇六年。③『兼右本日本書紀』一～三（天理図書館善本叢書五四～五六）、八木書店、一九八八年。④貴重図書複製会編『国宝北野本日本書紀』貴重図書複製会、一九四一年（閲覧は「国立国会図書館デジタルコレクション」による。最終閲覧二〇一六年一〇月二五日）。⑤東京大学総合図書館所蔵南葵文庫本（請求番号G二二、一〇二、一～一五）を閲覧した。

(6) 黒田前掲書、一七・二九頁。

(7) 『本居宣長全集』一一、筑摩書房、一九七四年、三三二頁。引用にあたっては正字を新字に改め、読点を適宜句点に改める。また割注は◇内に示す。以下、史料引用はこれに従う。

(8) 『本居宣長全集』一一、前掲、三三二・三三三頁。

- (9) 『本居宣長全集』一、一、前掲、三三三・三三四頁。
- (10) 『成務御宇初号「大臣」、仲哀朝又以「大伴武持」号「大連」。大臣大連相並知「政事」。爾来代々有「大臣大連之任」。皇極天皇四年「已始置「左右大臣」、止「大連」とある。統群書類従完成会版『群書類従』第五輯（一九九七年発行訂正三版八刷による）、六〇五頁。
- (11) 『続紀歴朝詔詞解』では、「大臣は、すべて意富^オ淤美^ホと訓ムぞ古言なる、おほいまうちぎみななど訓ムは、後のこと也」と述べている（『本居宣長全集』七、前掲、一九七一年、二〇九頁）。また『玉勝間』でも、「官名の事」という段において、『古事記伝』の大臣に関する注釈を再説している（『本居宣長全集』一、前掲、一九六八年、五六・五七頁）。
- (12) 松本三之介ほか校注『近世史論集』（日本思想大系四八）岩波書店、一九七四年、四〇八頁（引用部分は鈴木英雄校注）。
- (13) 『飯田武郷年譜』『日本書紀通釈』索引、大鑑閣、一九二六年。
- (14) 『日本書紀通釈』三、大鑑閣、一九二三年、一七六六〜一七六八頁。なお原文では濁点半濁点はなく、すべて句点だが、引用にあたって適宜これを改めた。
- (15) 『日本書紀通釈』五、大鑑閣、一九二三年、三二七二頁。
- (16) 飯田「上古職官」、國學院『法制論纂』大日本図書、一九〇三年、一一一〜一一四・一二七頁。
- (17) この点については、改新政権の左右大臣について、養老職員令にある左右大臣は「此時の制（大化改新政権のこと。土居）に抛り給ひしなり」としていることから考えれば、より大化改新に重きを置いていると思われる。『日本書紀通釈』五、前掲、三二七二頁。
- (18) 武田校註『日本書紀』五（日本古典全書）朝日新聞社、一九五六年、五〇頁。
- (19) 『大化改新 坂本太郎著作集六』吉川弘文館、一九八八年（初出は一九三八年）、一五二頁。
- (20) 『竹内理三著作集四 律令制と貴族』角川書店、二〇〇〇年（初出は一九五三年）、二四七頁。
- (21) 井上「太政官成立過程における唐制と固有法との交渉」『井上光貞著作集二 日本古代思想史の研究』岩波書店、一九八六年（初出は一九六七年）、四四〜四六・五三・五四頁。
- (22) 凡例に「訓み下し文は、各巻の、訓点を付した現在最古の写本の傍訓、ヲコト点を基礎として、いわゆる日本書紀の古訓をなるべく忠実に再現しようとする、かつ、おおむね平安時代の中頃の漢文訓読の文体によって統一することをはかすが、いわゆる古訓が、今日の古代史研究による歴史的事実と相違する場合には、訓読を改めた」とある（『文学大系』書

紀』下巻、三頁。

- (23) 文学大系『書紀』下巻、二七〇頁註一〇(井上光貞分担執筆)。
(24) この付訓傾向は、新編日本古典文学全集『日本書紀』(小学館、一九九四〜一九九八年)にも認められる。
(25) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」『日本律令国家論攷』岩波書店、一九九二年(初出は一九五四年)、九九頁、吉田孝「律令国家の諸段階」『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年(初出は一九八二年)、四一〜二頁など。
(26) 北村「カバネの思想と姓の制度」『大化改新の基礎的研究』吉川弘文館、一九九〇年(初出は一九七二年)、一六九頁。
本位田「大臣」制と七世紀前半の貴族政治——律令官制成立の前提——藤澤一夫先生古稀記念論集刊行会編『古文化論叢』同会、一九八三年、四二八頁。
(27) 倉本前掲書、第一章第一節。
(28) 倉本前掲書、二八頁。
(29) 黒田「六世紀中葉前後の大和政権の権力形態」(初出は一九八九年)、「孝徳朝前代の倭国の権力形態と朝鮮三国の制」付記、前掲書、八九・一四一・一四二頁。なお倉本・黒田ともに、オホマヘツキミへの権力集中は、朝鮮・中国の影響を受けたものであるとしている。
(30) 倉本「律令国家の権力中枢」、倉本前掲書、四一六頁。
(31) 李「大化前代における大臣の位相」瀧音能之編『日本古代の都と鄙』岩田書院、二〇〇五年、一〇二・一〇三・一一七〜一一九頁。
(32) 篠川「物部氏の研究」(第二版)雄山閣、二〇一五年、一七二・二四五頁。
(33) 佐竹昭広・木下正俊・小島憲之「補訂版 萬葉集本文篇」塙書房、一九九八年、一四頁。
(34) 古くは賀茂真淵が『万葉考』で、本歌の大臣は「御軍の大將をのたまへり」として、「物部は氏にあらず、故ものふとよみ、大臣と書しも、その將軍をのたまはする也」と指摘している。『賀茂真淵全集』一、統群書類従完成会、一九七七年、八五・八六頁。
(35) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』岩波書店、一九八〇年、一七九頁。

